

●香川県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年7月27日から同年8月17日まで一般の縦覧に供する。

平成19年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町佐文字獺師 801番4地先から	前	18.6~28.5	96	交通安全施設整備工事による交 差点改良（仮設 道路設置）
仲多度郡まんのう町佐文字観田 原684番1地先まで	後	18.6~34.0	96	

- 4 供用開始の期日 平成19年7月30日